

ホームタウン奨学金制度

第1種 敦賀市奨学育英資金貸付金に関するQ&A

Q1. 敦賀市奨学育英資金貸付基金管理規則第2条第2項の「本人と生計を一にする世帯」の範囲は。

A1. 「本人と生計を一にする世帯」とは、共通の支出で生活を営んでいることをいいます。そのため、例えば祖父母・父母・子が同一世帯で生活しており、祖父母と父母に所得がある場合は、4名の所得を合計した所得が300万円未満である必要があります。

Q2. 世帯所得とは年収のことか。

A2. 年収（給与等の総支給額）ではなく、所得控除（税金や社会保険料）後の金額となります。

Q3. いつの時点の世帯所得で判断するのか。

A3. 申請する年度の所得証明書をご提出ください。（生計を一にする世帯員全員分）

※所得証明書には前年の1月1日から12月31日までの所得の状況が記載されています。

Q4. 大学等を卒業後、「一定期間、居住・就業（正規就業）すれば返還が全額免除」とあるが、一定期間とはどれだけか。

A4. 大学等を卒業後、29歳になる年度の末日までに敦賀市に居住・正規就業等し、3年間を経過すれば返還が全額免除となります。

※正規就業等・・・正規雇用として就業していること又は市内で起業等していること

Q5. 就業先は敦賀市内でないとダメか。

A5. 敦賀市に居住していれば、就業先は市外・県外でも対象となります。ただし、起業の場合は敦賀市内で起業することが条件となります。

Q6. 大学等を卒業後、公務員として就労した場合は対象となるか。

A6. 対象となります。

Q7. 大学等を卒業後、敦賀市に居住し、正規就業したが、3年を経過する前に退職してしまった場合はどうなるのか。

A7. 3年間を経過するまでに就業先を退職又は起業した事業を廃業した場合は、退職等の日から3ヵ月以内に再び正規就業等していただければ問題ありません。

Q8. 第1種 敦賀市奨学育英資金貸付金に申し込むには、どうすればいいのか。

A8. 毎年度、冬頃に奨学生を公募しますので、必要書類をご提出いただきます。手続きが複雑なため、ご説明をさせていただきますので、申し込みをご希望される場合は、政策推進課（TEL：22－8111）へお問い合わせください。

なお、令和6年度は12月を事前相談期間とし、令和7年1月に奨学生の公募を実施いたします。

Q9. 現在、大学在学中だが、第1種 敦賀市奨学育英資金貸付金に申し込むことは可能か。（例：大学入学前に奨学育英資金貸付金の申し込みをしなかったが、大学2年生から奨学育英資金貸付金を希望するため、申し込みをしたい。）

A9. 大学等に在学途中の場合は対象外のため、お申込みいただくことはできません。